

東久留米市立ちゅうおう保育園公私連携型保育 所整備運営事業者選定・業務仕様書

令和8年10月
東久留米市子ども家庭部保育幼稚園課

目次

本事業にあたっての条件等

1	公私連携保育法人の指定	1
2	協定の締結	1
3	連携法人が行う事業	2
4	建設予定地及び建設手順等	3
5	土地及び建物等の取扱い	4
6	ちゅうおう保育園の引継ぎ保育及び合同保育.....	6
7	運営費及び補助金	7
8	その他留意事項	8
	別添	9

1 公私連携保育法人の指定

東久留米市（以下「市」という。）は選定した民間事業者と公私連携型保育所等の運営に関する協定書を締結し、公私連携保育法人（以下「連携法人」という。）に指定します。

（１）協定期間

協定の期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとし、公私連携型保育所の運営期間は、令和１年４月１日から令和４年３月３１日までとする（３０年間）。

※期間満了後の更新については、別途協議することとします。

（２）協定の取消

公私連携型保育所等の運営を適正に行うため、市の指導・指示に従わない場合、上記期間中においても連携法人の指定を取り消すことがあります。

2 協定の締結

（１）協定事項

児童福祉法第５６条の８第２項の規定により、連携法人の指定に当たり、予め次に掲げる事項を定める協定を締結します。なお、協定締結に関し必要な費用（以下ア～シ等の協定に係る設備や運営等の経費等）は、全て連携法人の負担とします。

- ア 協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地
- イ 公私連携型保育所等における保育等に関する基本的事項
- ウ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- エ 施設の整備
- オ 施設の維持管理及び費用負担
- カ 協定の有効期間
- キ 園の運営期間
- ク 協定期間満了後に係る協議
- ケ 土地・建物の返還
- コ 協定に違反した場合の措置
- サ 協定の解除に関する取扱い
- シ その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

（２）協定に関する留意事項

協定にあたる注意事項について次のア～カについて留意をお願いします。

- ア 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（予め市の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く）。
- イ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等を協定に定める保育等その他の事業以外の用に供した場合。
- ウ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等の用地の形状を変更した場合。

エ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。

オ 公私連携型保育所を転貸した場合。

カ 前各号に定めるほか、協定に関し重大な背信となる行為を行った場合。

3 連携法人が行う事業（＊（１）～（４）の詳細は別添 実施要領細則に定める）

（１）保育事業

保育所保育指針（厚生労働省告示第１１７号）等に基づき実施してください。通常保育に係る開所日及び開所時間は、次のとおりとします。

ア 開所日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで（以下「休園日」という。）は除くものとします。

イ 保育利用時間は、保護者の保育を必要とする事由により、給付認定における保育必要量に応じ決定します。

保育標準時間認定 午前７時から午後６時まで

保育短時間認定 午前８時３０分から午後４時３０分まで

（２）延長保育事業

連携法人が園において自主事業として実施する延長保育事業の内容は、次のとおりとします。なお、事業実施に当たっては、東久留米市私立保育園等延長保育事業実施要綱（令和４年３月３１日訓令乙第５２号）及び東久留米市私立保育園等延長保育事業費補助金交付要綱を遵守するものとします。

ア 対象者 園に在籍している満１歳以上の児童

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（休園日を除く。）

ウ 実施時間

短時間延長保育	標準時間延長保育
午前７時から午前８時３０分まで及び 午後４時３０分から午後６時まで	午後６時から午後８時まで

（３）一時預かり事業

連携法人が園において自主事業として実施する一時預かり事業の内容は、次のとおりとします。なお、事業実施に当たっては、東久留米市一時預かり事業実施要綱（平成３０年１２月１３日訓令乙第２３６号）及び東久留米市一時預かり事業費補助金交付要綱を遵守するものとします。

ア 対象者 市内に住所を有する満１歳から就学前までの児童

イ 実施日 月曜日から金曜日まで（休園日を除く。）

ウ 実施時間 午前８時３０分から午後５時まで

エ 定員 施設の有効活用を図る観点から事業者が提案すること。

オ 利用期間 週3日を限度

(4) 産休明け保育

出産後の産前産後休業（産休・生後8週間）が明けた直後、生後57日目以上の乳児の受け入れ対応を行う保育を行ってください。

(5) 病後児保育事業（今後詳細設計）

連携法人が園において受託事業として実施する病後児保育事業の内容は、次のとおりとします。なお、事業実施に当たっては、厚生労働省が定める病児保育事業実施要綱（「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））及び別に締結する病後児保育事業委託契約の内容を遵守するものとします。

※本事業は施設の整備・改修後に行ってください。

(6) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

連携法人が園において自主事業として実施する延長保育事業の内容は、次のとおりとします。なお、事業の実施に当たっては、東久留米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年3月31日条例第10号）及び特定東久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年12月8日条例第30号）を遵守するものとします。

※本事業は施設の整備・改修後に行ってください。

(7) その他インセンティブに見合う事業者からの提案による事業

※本事業は施設の整備・改修後に行ってください。

4 建設予定地及び建設手順等

(1) 建設予定地

現在、ちゅうおう保育園が建っている市有地2,099.88㎡を建設敷地とします。

(2) 建設手順

公私連携型保育所の開設後、令和14年度までに建設に着手してください。建て替え期間中に仮設園舎を建設する場合、場所は既存施設の用地内に整備するか、東久留米市内で事業者が用意する近接地に整備するものとします。この場合は仮設園舎竣工後、既存園舎の解体工事に着手し、同土地内に園舎及び屋外遊戯場を整備してください。

※保護者との同意が取れた場合においては、市が指定した期限を待たずして、着工できるものとします。

令和16年4月1日までに新園舎での事業運営を開始できるよう、市と十分協議の上、工期を設定してください。また、建設期間中の工事車両の出入りに伴う安全管理は徹底してください。

(3) 説明会等の実施

連携法人は、今後の施設整備計画及び運営計画について、市と協議の上、保護者や地域住民向けの説明会を開催してください。また、近隣住民から説明会の開催等の要望があった場合に

は、誠実に対応するとともに、基本設計の立案に当たっては、市と近隣住民等の要望を十分に反映できるよう検討してください（園舎、園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、災害対応、調理室からの臭気対策等）。

（４）解体工事

既存園舎におけるアスベスト建材の使用、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の有無は調査しているが残存している可能性があること（調査結果は事業者説明会にて配布）、また地下埋設物等の有無については未調査であることから、必要に応じて事前調査を実施した上で、石綿障害予防規則等の関係法令を遵守し解体工事を行ってください。

（５）施設整備基準

ア 保育室面積（１人あたりの必要面積）

０～１歳児	３．３㎡以上
２～５歳児	１．９８㎡以上

※保育室の面積の算定については、有効内法面積とします。

イ 屋外遊戯場

２歳以上児の定員×３．３㎡以上とすること。また、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや運動機能の充実や協調性を養える遊具等の取り入れに努めてください。

ウ トイレ、調理室及び一時預かり室

関係法令に照らし、定員に見合う設備及び面積を有してください。

エ 送迎用駐車場及び駐輪場等

自動車、自転車及びベビーカーを使用した園児の送迎に際し、近隣の住民に迷惑にならないよう、敷地内に駐車場、駐輪場及びベビーカー置き場等を確保してください。

オ その他

本施設整備に関しては、関係する法令（児童福祉法、建築基準法、消防法、その他条例等）の規定に基づく施設基準に適合する施設としてください。

５ 土地及び建物等の取扱い

（１）土地（貸付物件）

ア 契約形態等

民法第５９３条に規定する使用貸借契約とします。

イ 貸付期間

貸付期間は、公私連携型保育所等の運営期間である令和１１年４月１日から令和４１年３月３１日まで（３０年間）とします。なお、貸付期間満了後の更新については、貸付期間が満了する日の５年前に書面をもって市に協議を申し入れることを必要とします。

ウ 維持管理

貸付物件の維持管理は、連携法人による善良な注意を持って適切に維持管理することと

し、維持管理に係る費用は、連携法人が負担するものとします。

エ 契約不適合の免責

貸付物件について、市は現況有姿のまま引き渡すものとし、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないこと（埋設物及び土壌汚染含む）を理由として、市は連携法人に対して履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を含めた契約不適合責任を負わないものとします。

オ 貸付物件の返還

連携法人は、貸付期間満了時や連携法人が協定事項に定める義務を履行しないといった責めに帰すべき事由により市が貸付に係る契約を解除したとき、市の指定する期日までに、自己の費用をもって、貸付物件に存在する建物その他工作物を除去し、更地の状態で市に返還するものとします。ただし、貸付物件が連携法人の責めに帰することができない理由により損傷しているとき、又は市が貸付物件を更地にさせることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還するものとします。

(2) 建物（譲渡物件）

ア 既存園舎については、連携法人に無償で譲渡します。譲渡後、連携法人は新園舎の設計、（必要に応じた）仮設園舎の建設、仮設園舎への引っ越しが完了するまで現園舎にて運営し、令和16年4月までに旧園舎の解体、新園舎の建設、新園舎への引っ越し、仮設園舎の解体及び屋外遊技場の整備を行うものとします。また、建て替え等に係る費用等はすべて連携法人が負担するものとします。

イ 契約不適合の免責

譲渡物件について、市は現況有姿のまま引き渡すものとし、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないこと（埋設物及び土壌汚染含む）を理由として、市は連携法人に対して履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を含めた契約不適合責任を負わないものとします。

ウ 新園舎

連携法人が新設してください。なお、基盤整備が必要な場合については、連携法人の負担により工事を行うものとします。

園舎等については、地方自治法第238条の4第2項第1号に規定する政令で定める堅固な建物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物）を設置することとします。また、貸付物件と隣地との境には、児童の安全を考慮し、連携法人の負担により貸付物件内に柵等を設置するものとします。

※建て替え等に関する内容は別途事業者と協議いたします。

(3) 物品

ちゅうおう保育園で使用している物品類については、市と協議の上、公私連携型保育所等運営のため有効活用できるものは、無償譲渡します。

6 ちゅうおう保育園の引継ぎ保育及び合同保育

子どもたちの負担を軽減し保護者の理解を得るため、保育内容に係るちゅうおう保育園からの引継ぎ及び同保育園において合同保育を実施してください。

事業者選定後から公私連携型保育所へ移行までの間、市主催による保護者、市（園職員を含む）、事業者の3者による定期的な連絡会を開催し、保護者のご意見も伺いながら引継ぎ保育及び合同保育の検討、実施するものとします。

ア ちゅうおう保育園から新設保育所への引継ぎ期間は、令和10年度の1年間としてください。令和10年4月から12月までの間は施設長予定者及び主任保育士予定者を週に1回以上ちゅうおう保育園に配置し、行事内容の確認や在園児との交流、打合せ等を行ってください。

同期間はクラス担任予定者のうち、乳児クラス・幼児クラスそれぞれを担当する保育士を週に1回以上ちゅうおう保育園に配置し、現ちゅうおう保育園保育士より園運営に関する引継ぎ、各会議の様子を確認し、園児との関係構築を行ってください。

イ ちゅうおう保育園から新設保育所への移行の3か月前から（令和11年1月から3月まで）は、合同保育としてちゅうおう保育園において、市、連携法人の合同での保育を実施してください。合同保育の実施に当たって、連携法人は、施設長予定者、主任保育士予定者に加え、以下の例に倣って移行後の保育所に勤務する予定の中心的役割を担う保育士等を配置してください。

- 配置例）幼児クラス 保育士予定者1～3名
乳児クラス 保育士予定者1～3名
- 月20日程度を目安に配置してください。
 - 配置職員は日々交代することは可能です。
 - 「午前のみ」又は「午後のみ」といった時間設定は可能です。
 - その他職員（看護師、栄養士、調理員、用務員）は引継事項の習得に必要な日数内で配置してください。
 - 看護師予定者は保育に入ることも可能です。
 - 栄養士、調理員は離乳食の対応に係る引継ぎを必ず行ってください。

ウ 合同保育の実施期間中は、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心として、適宜、ちゅうおう保育園の行事等に参加し、内容や進行状況等の把握に努めるとともに、引継計画書の作成など、移行に向けた準備を行ってください。引継ぎ期間中に引継ぎ職員が何らかの理由で変更になる場合はその理由とともに補充を必ず行い、速やかに引継ぎ業務にあたるよう努めてください。

エ 各職員の準備委託配置期日までに、健康診断や研修等の十分な事前準備を行って

ください。新入園児面接および健康診断、準備委託期間中における、次年度新入園児面接および健康診断は、市と協議のうえ連携法人が主体となって行ってください。

オ 引継ぎ、合同保育の内容及びこれに要する費用は、市と連携法人で協議し、費用については予算の範囲内で別途市が負担するものとします。

7 運営費及び補助金

(1) 運営費（施設型給付費）

毎月初日の年齢ごとの在籍児童人数に応じて子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費及び利用者負担額を合わせた額と東久留米市保育所運営費支弁要綱に基づく市加算分を委託費として支払う予定です。

(2) 補助金等

次の事業について、国、都及び市の要綱等に基づく民間保育所等に対する補助金を、予算の範囲内で交付する予定です。なお、国県又は市の基準変更等により、補助金の内容や名称の見直しが行われる可能性があります。

ア 東久留米市私立保育園等延長保育事業費補助金

東久留米市私立保育園等延長保育事業実施要綱の規定に基づき、連携法人が実施する延長保育事業の実績に応じて交付する補助金。

イ 東久留米市一時預かり事業費補助金

東久留米市一時預かり実施要綱の規定に基づき、連携法人が実施する一時預かり事業の実績に応じて交付する補助金。

ウ 病児保育事業

子ども・子育て支援交付金交付要綱の規定に基づき、市と連携法人間の委託契約により実施する。

エ 就学前教育・保育施設整備交付金

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるための交付金。

オ 東久留米市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金

東久留米市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が保育士用の宿舍を借り上げる費用について、一定の条件を満たした場合に交付する補助金。

8 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、全て民間事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後に、辞退をする場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。
- (4) 提出された書類の内容は、誤字、脱字等の軽微な事項を除き、記載内容を変更することはできません。
- (5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (6) 市は選定経過の公表等が必要な場合には、提出書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、市が提出書類等を事業者選定以外の目的のために無断で使用することはありません。
- (7) 東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を公開することがあります。
- (8) 本要領に定める事業は、本件事業の実施にかかる予算の議案その他市議会の議決・同意等を得ることを条件として進めています。市議会の議決・同意が得られない場合は、事業が実施できなくなることを予め御了承ください。なお、その場合であっても、応募等にかかる費用について、市は一切の補償の義務を負いません。
- (9) 本実施要領に定めのない事項については、市と選定事業者との協議により定めます。

別添

実施要領細則

I 連携法人が行う事業

1 保育事業

(1) 保育に関する基本的な事項

- ア 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育所の効用を最大限に発揮し、乳幼児の福祉を積極的に推進してください。
- イ 家庭や地域との連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意してください。
- ウ 障害児や支援が必要な家庭への保育に取り組むこと。また、児童が障害児通所支援を受ける必要がある場合には、障害児通所支援事業所の担当者と十分連携し、並行通園の実施など、児童にとって効果的な支援になるよう配慮してください
- エ 保育所の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用を確保してください。
- オ 保育所の管理を行うにあたり、個人情報の保護を徹底してください。
- カ 保育所の管理を行うにあたり、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、管理の質の向上に取り組んでください。
- キ 東京都が定める「保育所設置認可等事務取扱要綱」に則ってください。
- ク 東京都が定める「保育所指導検査基準」を満たすよう努めてください。

(2) 関係法令等の遵守

次に掲げる法令等を遵守してください。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- イ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ウ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- エ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育所に関連する通達
- オ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- カ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- キ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ク 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ケ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
- コ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
- サ 東久留米市保育の利用に関する規則（平成27年3月31日規則第50号）
- シ 東久留米市個人情報保護条例（令和5年3月6日条例第1号）
- ス 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令等
- セ その他公私連携型保育所の運営を行うにあたり遵守すべき法令

(3) 定員

104名以上（0歳児～就学前児童）

※0歳児は、生後57日目以上の児童とする。

(4) 開所日

月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除くものとします。

(5) 開所時間

11時間以上の開所を原則とし、午前7時から午後6時までの11時間を保育標準時間の通常保育時間とします。また、保育短時間は午前8時30分から午後4時30分までとします。

(6) 職員配置条件等

ア 園長（施設長）

園長（施設長）は、管理職として以下と同等の経歴、識見及び能力を有すると認められる経験者を配置してください。

（ア）保育士資格を有すること。

（イ）園長、副園長又は主任保育士に準じた経験を有すること。

（ウ）保育実務経験が12年以上あり、乳児及び幼児の保育に当たった年数が相当あること。

（エ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条に規定する帳簿の記帳及び整理ができること。

（オ）園長は専任とし、他の施設と兼務しないこと。

イ 副園長（主任保育士）

副園長（主任保育士）は、以下と同等の経歴、識見及び能力を有すると認められる経験者を1名以上配置してください。

（ア）保育士の資格を有すること。

（イ）主任又はクラスリーダー（担任）に準じた経験を有すること。

（ウ）保育実務経験が8年以上あり、乳児及び幼児の保育に当たった年数が相当あること。

ウ 各クラスリーダー（担任）級の保育士

クラスリーダー保育士は、次の要件をすべて満たす者としてください。

（ア）保育士の資格を有すること。

（イ）保育実務経験6年以上又は同等の経歴、識見、能力を有すること。

エ 保育士（園長・副園長及びクラスリーダー保育士を除く）

配置に当たっては、保育経験に配慮し、特に中心的役割を担う保育士は保育経験豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の職員構成とすることで、日々の保育が支障なく円滑に実施できるよう努めてください。

オ クラス別保育士配置基準

保育におけるクラス別の職員配置は、下表の市保育士配置基準と同等以上のものとしてください。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
配置基準	3 人に 1 人	5 人に 1 人	6 人に 1 人	1 5 人 に 1 人	2 4 人 に 1 人	2 4 人 に 1 人

カ その他

- (ア) 乳児クラス（0 歳児及び 1 歳児）は、乳児保育の経験者をそれぞれ最低 1 名配置してください。
- (イ) 児童の登園及び降園時間には、1 名以上の正規職員が保育所内に常駐するようにしてください。
- (ウ) 栄養士は、保育施設等において集団給食の経験、アレルギー食対応の経験、離乳食の経験を有する者を 1 名以上配置してください。
- (エ) 栄養士以外の調理員のうちの 1 名以上は、保育施設等において集団給食の実務経験を有する者を配置してください。
- (オ) 看護師は、保育施設等において看護師の実務経験を有する者を 1 名以上配置してください。
- (カ) 連携法人は、職員を研修に参加させるとともに、園内研修の実施など園長を含めた職員の資質向上に努めてください。
- (キ) ちゅうおう保育園に現在勤務している会計年度任用職員の保育士等が、事業移行後の公私連携型保育所での就労を希望する場合は、希望者の意向を最大限配慮するよう努めてください。

2 延長保育事業

延長保育時間については、保育標準時間認定を受ける方は、午後 6 時から午後 8 時までとします。また、保育短時間認定を受ける方は、午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで、午後 4 時 3 0 分から午後 6 時までとします。なお、これを上回る水準で実施する場合は、市と協議の上、決定します。※午後 6 時～6 時 3 0 分までは当面の間免除となります。

延長保育料（時間外保育料）については、下表のとおりとします。

区分	時間	延長保育料（子ども 1 名につき）
保育標準時間認定者	午後 6 時から午後 7 時まで	1 回につき 5 0 0 円とし、1 箇月 2, 5 0 0 円を上限
	午後 6 時から午後 8 時まで	1 回につき 1, 0 0 0 円とし、1 箇月 5, 0 0 0 円を上限

保育短時間認定者	午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	1 日につき、1 時間まで 5 0 0 円、 2 時間まで 1, 0 0 0 円、3 時間まで 1, 5 0 0 円、1 箇月 2, 5 0 0 円を上限
	午後 4 時 3 0 分から午後 6 時まで	

3 一時預かり事業

一時預かり事業については、下表のとおりとします。なお、これを上回る水準で実施する場合は、市と協議の上、決定します。

対象児童	利用可能日	利用料金
	月～金曜日	
満 1 歳以上 定員：1 0 名程度	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	1 日 2, 0 0 0 円、 半日 1, 0 0 0 円

※保護者及び該当児童ともに東久留米市在住に限りします。

4 産休明け保育

出産後の産前産後休業（産休・生後 8 週間）が明けた直後、生後 5 7 日目以上の乳児を保育施設に預けて働きに復帰する仕組み、またはその受け入れ対応を行う保育を行ってください。

5 保育情報の提供、相談及び助言事業

保育所の地域育児事業として、第 4 8 条の 4 に規定する保育に関する情報の提供、相談及び助言等を行い、地域住民に開かれた保育所運営を行ってください。

6 特記業務

(1) 緊急時・災害時の対応

ア 児童の急な病気等に対応できるように薬品等を常備するとともに、急病、負傷発生時の対応マニュアルを整備し、職員に周知を図り、発生時に的確に対応できるようにしてください。

イ 災害時及び不審者侵入時の児童等の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応マニュアルを作成し、職員に周知を図り、対応訓練の実施等の対策を講じてください。

(2) 第三者評価の受審

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成 3 0 年 3 月 2 6 日付け子発 0 3 2 6 第 1 0 号、社援発 0 3 2 6 第 7 号、老発 0 3 2 6 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づく第三者評価を、協定期間中、定期的に受審するとともに、評価結果を市に提出し、指摘改善事項があった場合には速やかに対応してください。

(3) 苦情解決の体制整備

「社会福祉事業の経営者によるサービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）に基づき、保育内容等に関する苦情解決のための体制を整備してください。

（４）帳簿等の作成

保育所の管理運営にあたり、次に掲げるもののほか必要な帳簿等を作成、保管してください。

- ア 保育課程、指導計画（年案、月案など）、消防計画
- イ 保健計画、食育計画
- ウ 保育日誌、児童出席簿、延長保育等記録、保育所児童保育要録、児童票
- エ 乳幼児睡眠観察記録、与薬連絡票、与薬確認表
- オ 事故報告書、施設整備の安全点検簿、避難訓練実施記録簿
- カ 職員会議録、研修報告書、職員健康診断記録
- キ 給食日誌、給食検討会会議録、検食記録簿、衛生チェックリスト、施設安全点検表
- ク 現金受払簿

（５）適切な情報管理

業務上知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東久留米市個人情報保護条例（令和5年3月6日条例第1号）の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損等の防止その他個人情報の適切な管理を行うために、必要な措置を講じてください。

（６）運営委員会等の開催について

年に1回、連携法人・保護者・市で構成した「運営委員会」を設置し、保育の状況報告、今後の展望等について話し合いの場を設けてください。また、移行後は必要に応じて市の視察（巡回）を行います。

（７）その他

- ア 原則として、移行前のちゅうおう保育園における年間行事を継承し、その他の行事については、保護者に説明を行った上で実施してください。
- イ 地域の子育て支援事業として、保育園の開放や育児相談等を地域に向けて行ってください。
- ウ 保育園の敷地内で野菜等を育てるなど、地域環境を活かした自然と触れ合う保育を継続して実施してください。
- エ 園長会や保護者との連絡会など東久留米市が主催する情報交換の場に積極的に関わり、交流を深めてください。また、東久留米市内の認可保育所をはじめとした子育て支援施設と連携・協力し、保育の発展に努めてください。

7 給食について

- (1) 給食は、献立に基づき、保育園内での自園調理方式とし、全て当日調理し当日喫食を原則としてください。
- (2) 給食を提供するに当たり、定員に応じた必要な調理員を配置するとともに、栄養士が指導できる体制を整備してください。
- (3) 0歳児から5歳児まで完全給食とし、厚生労働省関係通知等を遵守し調理してください。
- (4) 給食に関する食材の使用に関し、次のとおり実施してください。
 - ア だしは昆布、かつお節、煮干などの天然のだしを使用し、食材本来の風味を生かした味付けを心がけること。
 - イ 魚や海藻類（ひじき等）、乾物（切干大根、高野豆腐等）、おからなど伝統的な日本の食材等を使用した和食の献立を積極的に取り入れること。
 - ウ 食材は、国内産で旬の野菜や果物を中心に使用すること。
 - エ 既製品や冷凍食品（原材料など冷凍状態での流通・販売が一般的な食品は除く）の使用は控え、なるべく手作りとすること。
 - オ 毎日使用する調味料は、できる限り添加物の少ないものを使用すること。
 - カ ハム、ベーコン、練り製品などは、防腐剤などの添加物の少ないものを使用すること。
- (5) 献立表を毎月保護者に配布してください。
- (6) 給食区分は、次のとおりとしてください。
 - ア 0歳児から2歳児まで午前のおやつ、昼食、午後のおやつ（離乳食を含む）。
 - イ 3歳児から5歳児まで昼食、午後のおやつ。
 - ウ 延長保育時間には、補食の提供を行うこと。
- (7) 食物アレルギー児に対しては、アレルギー献立表を保護者に配布し、生活管理指導表に基づき除去食等に対応してください。
- (8) 栄養士、給食調理従事者、調乳及び食事介助に関する保育士は、「EHEC」、「腸管出血性大腸菌O157」、「赤痢菌」、「サルモネラ菌」、「腸チフス」及び「パラチフス」を含む検便検査を毎月1回以上行うこと。また、10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査を受けるよう努めてください。
- (9) 3歳児以上は副食費を徴収し、徴収額は市の公立保育園を基準として連携法人が決定します。

<問合せ先>

東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市子ども家庭部保育幼稚園課

TEL 042-470-7745

E-mail : hoikuyochien@city.higashikurume.lg.jp